

野外活動施設を利用する際の減免措置

表 1 に該当する事業（団体）及び表 2 に該当する者は、使用申込書と併せて京田辺市野外活動センター使用料減免申請書を提出し、許可が下りた場合は減免を受けることができます。

（表 1）

減免の範囲	減免率					
	日帰り 使用料	管理 棟・テ ント・バン ガロー 泊使用 料	学習室 使用料	クラフ ト室使 用料	浴場使 用料	冷暖房使 用料
京田辺市又は京田辺市教育委員会が主催する事業	10割	10割	10割	10割	10割	10割
京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援による事業	5割	5割	5割	5割		
京田辺市内の幼稚園及び小、中学校が教育活動として行う事業	10割	5割	10割	10割		
京田辺市内の保育所が保育活動として行う事業	10割	5割	10割	10割		
京田辺市外の特別支援学校又は特別支援学級が教育活動として行う事業	5割	5割	5割	5割		
その他市長が特別の理由があると認める事業	5割～10割					

(表 2)

減免の範囲		減免率					
		日帰り 使用料	管理 棟・テン ト・バン ガロー 泊使用 料	学習室 使用料	クラブ ト室使 用料	浴場使 用料	冷暖房使 用料
生活保護法（昭和 25年法律第14 4号）の規定によ る保護又は学校教 育法（昭和22年 法律第26号）第 19条の規定によ る援助を受けてい る児童又は生徒	市内	10割	5割	10割	10割		
身体障害者福祉法 （昭和24年法律 第283号）第1 5条第4項の規定 による身体障害者 手帳の交付を受け た者、精神保健及 び精神障害者福祉 に関する法律（昭 和25年法律第1 23号）第45条 第2項の規定によ	市内	10割	5割	10割	10割		
	市外	5割	5割	5割	5割		

る精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）第3条第2項の規定による療育手帳の交付を受けた者及び介護者（障害者1人につき1人を限度とする。）							
特別支援学校又は	市内	10割	5割	10割	10割		
特別支援学級の児童又は生徒及び介護者（児童又は生徒1人につき1人を限度とする。）	市外	5割	5割	5割	5割		
その他市長が特別の理由があると認めた者	5割～10割						

（注） 個人利用の区分における「市内」とは、京田辺市に在住し、在勤し、又は通学する者をいい、「市外」とは、それ以外の者をいう。